

# 恵み野南町内会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、恵み野南町内会（以下「会」という）と称し、事務所を南会館（南3丁目1番6）におく。

(会員及び構成)

第2条 この会は、恵み野南区域内に居住する住民（以下「会員」という）をもって構成する。

2 この会は、各丁目毎に区・班を設け、すべての会員は区・班に所属する。

(目的)

第3条 この会は、会員相互の親睦を図り、協力して明るく住み良い環境をつくとともに、住民の生活文化と福祉の向上に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 会員の慶弔及び福利厚生に関する事。
- (3) 広報に関する事。
- (4) 防犯及び防災に関する事。(自主防災組織運営も含む)
- (5) 街灯及び防犯灯の維持管理に関する事。
- (6) 町内の衛生及び清掃に関する事。
- (7) 交通安全及び町内の環境整備に関する事。
- (8) 会員の生活文化の向上に関する事。
- (9) 会員の健康及び体力向上に関する事。
- (10) 青少年の健全育成に関する事。
- (11) 高齢者の福祉と支援に関する事。
- (12) 市役所及び他団体に対する協力に関する事。
- (13) 資源物回収事業に関する事。
- (14) 地域の教育力を高めるため学校との協力に関する事。
- (15) その他、会の運営上必要と認められるもの。

(役員)

第5条 この会に、役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

- (3) 会計長 1名
- (4) 総務部長 1名
- (5) 防犯部長 1名
- (6) 環境衛生部長 1名
- (7) 厚生文化部長 1名
- (8) 体育・青少年部長 1名
- (9) 広報部長 1名
- (10) 高齢者福祉部長 1名
- (11) 副会計長、副部長 19名以内
- (12) 監査役 2名
- (13) 区長 各区毎 1名
- (14) 相談役 必要に応じて置くことができる

2 会長は、福祉委員（若干名）を准役員として要請し任命する。委員の任期は1年とし、再任は妨げない。委員は高齢者福祉委員会に所属し、業務は「高齢者福祉活動」とする。

(役員兼務)

第6条 役員兼務については、別に定める「運営細則」によるものとする。

2 役員は他機関の役職を兼ねることを妨げない。

(役員選出)

第7条 役員選出は、別に定める「役員選考委員会規程」に基づき選考し、推薦するものとする。

2 役員選考委員会から推薦のあった役員のうち、会長・副会長・会計長・総務部長及び監査役は総会の承認を必要とする。

3 総会の承認を必要としないその他の部長及び副会計長、副部長は、役員選考委員会の推薦により会長が委嘱するものとする。

4 区長は、当該区において会員の中より選出する。

(任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。また、補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 区長任期は1年とする。

(役員手当)

第9条 役員の手当は、別に定める「役員手当に関する規程」により支弁する。

(役員の旅費)

第10条 本会の役員が、研修、視察、その他これに類する用務のため参加する場合、別に定める「旅費に関する規程」によって支弁する。

(役員職務)

第11条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。また、副会長は「恵み野南自主防災会」を所管するとともに、各部の運営に参画する。

3 総務部長は、会長及び副会長を補佐し、会務のうち庶務的事項及び財産物品の管理をつかさどる。

4 会計長は、この会の経費の出納・財産物品の管理及び決算、並びに証拠書類の保管に関する事項をつかさどる。また、会計長は、会長の承認なく経費の支出をしてはならない。

5 副会計長は、会計長を補佐し、会計長に事故あるときはこれを代行する。

6 各部長は、部の所管事項をつかさどる。また、副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはこれを代行する。

7 区長は、会費の徴収及び区に属する事項をつかさどる。

(部の設置及び所管事項)

第12条 この会の運営及び事業を円滑に執行するため、次の部を設け所管事項をつかさどる。

(1) 総務部

(ア) 庶務に関する事項

(イ) 記録文書の保管及び役員の引継ぎに関する事項

(ウ) 会員の慶弔に関する事項

(エ) 社会活動及びボランティア活動に関する事項

(オ) 会館の管理に関する事項

(カ) 他の部の所管でない事項

(2) 防犯部

(ア) 防犯に関する事項

(イ) 街灯及び防犯灯の維持管理に関する事項

(ウ) 他の団体との交流・協力に関する事項

(エ) 交通安全に関する事項

(3) 環境衛生部

- (ア) 衛生及び清掃に関する事項
- (イ) 環境の整備に関する事項
- (ウ) 資源物回収事業に関する事項
- (エ) 他の団体との交流・協力に関する事項

(4) 厚生文化部

- (ア) 会員の福利厚生に関する事項
- (イ) すずらん踊り及び盆踊りに関する事項
- (ウ) 会員の生活文化の向上に関する事項
- (エ) 他の団体との交流・協力に関する事項

(5) 体育・青少年部

- (ア) 会員の体力向上に関する事項
- (イ) 青少年育成に関する事項
- (ウ) 他の団体との交流・協力に関する事項

(6) 広報部

- (ア) 町内会便りの編集・発行に関する事項
- (イ) 町内会ホームページの管理・運営に関する事項

(7) 高齢者福祉部

- (ア) 高齢者福祉に関する事項（高齢者福祉委員会の運営も含む）
- (イ) 他の団体との交流・協力に関する事項

2 会員より親睦のための行事等の要請があった場合は、役員会において協議する。

(監査役)

第13条 監査役の監査事項は、次のとおりとする。

- (1) 現金の管理及び経費出納の状況に関する事項
- (2) 予算の執行状況に関する事項
- (3) 財産及び物品の管理状況に関する事項
- (4) 実施事業の内容に関する事項

2 監査は、定期及び臨時監査とする。

3 定期監査は、9月及び12月とし、臨時監査は、必要の都度実施する。

(班長の選出、職務、任期)

第15条 班長は、当該班において会員が選出し、原則として輪番制とする。

2 班長は、区長を補佐し、代議員を兼ねるものとする。

3 班長の任期は、1年とする。

(代議員)

第16条 この会には、総会に出席して、議決権及び役員選出権を行使する代議員をおく。

2 代議員の任期は、1年とする。

3 代議員は、各区選出の班長とする。但し、区長が兼務する班長を除く。なお、これにより代議員が不在となる区・班については、当区内の会員から1名を代議員として区長が選考し指名するものとする。

4 代議員は、その行使すべき権限を他の代議員に委任することができる。

5 代議員は、二人以上からその権限の委任を受けることができない。

6 代議員は、役員を兼ねることができない。

(総会)

第17条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、1月に開催する。

3 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 代議員の3分の1以上から、会議の目的及びその理由を示して開催の要求があったとき、または、必要が認められたときに開催する。

(2) 役員会において、その必要が認められたとき。

(総会の成立)

第18条 総会は、役員及び代議員によって構成され、過半数以上の出席をもって成立する。

(総会の付議事項)

第19条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 決算の承認に関すること。

(3) 会費及び会費の徴収に関すること。

(4) 会則及び規程の改廃に関すること。

(5) 積立金の設定及び処分に関すること。

(6) 財産の取得及び処分に関すること。

(7) 役員を選出に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、役員会において総会に付議すべきものとされた事項。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、総会において出席した代議員の中から選出する。

2 議長は、議事の採決及び役員選出のときの管理にあたる。

(総会の議決)

第21条 総会の議決は、出席代議員の過半数で決める。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第22条 役員会は、会長が招集し、議長には会長が当たる。

2 役員会は、必要に応じて開催する。

3 役員会は、総会に次ぐ決議機関とする。

(役員会の成立)

第23条 役員会は、役員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。

(役員会の議決)

第24条 役員会の議決は、出席役員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(四役会議と部長会議)

第25条 この会の業務執行と連絡打ち合わせのため、次の会議を設け、会長が必要の都度招集する。

2 四役会議(会長・副会長・会計長及び総務部長で構成)は、会長が招集し、議長には会長が当たる。四役は、恵み野町内連合会の役員を兼ねる。

3 部長会議(四役・各部の部長、副部長で構成)は、会長が招集し、議長には会長が当たる。

(会計年度)

第26条 この会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月末日をもって終了する。

(監査報告)

第27条 会長は、決算の終了をもって直ちに監査を受けなければならない。

2 監査役は、監査の意見を付して通常総会に報告し、その承認を受けなければならない。

(会費)

第28条 この会の会費は、総会において決定する。会費は上半期分を2・3月に、下半期分を7・8月に納入するものとする。

2 新規加入者の会費は、入居の翌月から月割りで納入するものとし、転出者には、転出の翌月以降の分を返済する。

3 2世帯同居の場合は、1世帯分として納入する。

4 事業の維持管理上、特別な理由がある場合は、総会の議決を得て、特別会費を徴収することができる。

(弔慰金・祝い金等)

第29条 会員の世帯主及び配偶者、または会員と同居する親族が死亡した場合は、別に定める「弔慰金に関する規程」により弔慰金を贈るものとする。

2 会員が災害にあった場合は、役員会において審議し、見舞金を贈ることができる。

3 会員の家族に新生児（誕生後、南町内会の新住民となった者）が誕生した場合は、四役会議において審議し、祝い金（5千円）を贈る。

4 会員の家族が小学校に新入学した場合は、祝い品（5千円の図書券）を贈る。

(表彰等)

第30条 町内会活動等において、特別な功労または寄与があった個人、団体に対し別に定める「表彰に関する規程」に基づき顕彰することができる。

(寄付行為)

第31条 寄付金にその財源を求めなければならない計画事業の実施については、予め総会の議決を得なければならない。

(会館の使用)

第32条 この会が管理する恵み野南会館の使用については、別に定める「南会館管理規程」並びに「南会館使用細則」による。

(恵み野南自主防災会)

第33条 災害から住民の生命、財産を守るために「恵み野南自主防災会」を編成する。

付 則

この会則は、昭和59年1月1日から施行する。

昭和60年12月15日一部改正

昭和63年12月11日一部改正

平成5年12月5日一部改正

平成10年12月6日一部改正

平成11年12月19日一部改正

平成14年12月22日全面改正し、同日より施行する。

平成16年1月10日一部改正

平成19年1月14日一部改正

平成20年1月13日一部改正

平成21年1月11日一部改正

平成22年1月10日一部改正

平成24年1月8日一部改正

平成25年2月2日役員会にて承認を受け、同日より改正施行する。平成26年1月の通常総会にて事後承認を受ける。

1. 平成27年1月11日より改正施行する。
2. 会則の改正に伴い「役員選考委員会規程」第5条第11項の規定「副部長17名以内」は、同日付けで「副部長19名以内」に改正施行される。
1. 平成28年1月17日より改正施行する。
2. 会則の改正に伴い「役員選考委員会規程」第5条第2項の規定「副会長 2名」は、同日付けで「副会長 3名」に改正施行される。  
平成29年1月15日より改正施行する。
1. 平成30年1月14日より改正施行する。
2. 会則の改正に伴い「役員選考委員会規程」第5条第9号の規定「女性部長 1名」は「広報部長 1名」に、また同条第11号の規定「副部長 19名以内」は、「副会計長、副部長 19名以内」に同日付けで改正施行される。